

令和 7 年 5 月 23 日

会 員 各 位

一般社団法人 日本食肉加工協会

食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度（PL制度）に関する
Q&Aの発出（完全施行後の運用方法）について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本制度は令和 2 年 6 月に食品衛生法が改正され、5 年の経過措置期間が令和 7 年 5 月末で終了し、6 月 1 日から完全施行になります。当協会では、完全施行後に遅滞なく対応できるように厚生労働省担当官による説明会（令和 5 年 9 月）を開催し、業界用 Q&A を作成（令和 6 年 6 月）して公表するなど、本制度に関する取組みを積極的に進めてまいりました。

会員各位におかれましては、これまで本制度の対象となる合成樹脂製の食品用器具・容器包装など、国内外を問わず全ての対象物について、器具・容器包装の製造・販売事業者や海外現地業者等に対して頻度高くアクションを起こしているにも関わらず依然として十分な適合性の確認を得られていない状況であることから、当業界の課題として農林水産省、消費者庁、厚生労働省に要望書を提出し、本日付で別添のとおり消費者庁、厚生労働省連名で Q&A が発出されましたのでご報告いたします。

また、今後の運用方法については完全施行如何に関わらず、適合確認の取得が厳しい状況であっても、引き続きサプライヤー等に対して適合確認を求めていますようお願いいたします。確認の結果、PL 制度に適合していないことが判明した場合には、速やかに適合するものに取り換えていただきますようよろしくお願いいたします。

「添付資料」

25.5.23 食品用器具及び容器包装のポジティブリスト制度に関する Q&A について.pdf

【 お問い合わせ等 】

一般社団法人日本食肉加工協会（松永、福岡、森）

TEL 03-3444-1772 、FAX 03-3441-8287

Mail t.matsunaga@niku-kakou.or.jp

事務連絡
令和7年5月23日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）食品衛生主管課 御中

消費者庁食品衛生基準審査課
厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課

食品用器具及び容器包装のポジティブリスト制度に関するQ&Aについて

食品用器具及び容器包装のポジティブリスト制度に関するQ&Aについて、下記の通り策定しましたので、業務の参考としていただくとともに、貴管内関係事業者への周知方御配慮願います。

記

問 令和2年6月1日前に販売等されていた器具又は容器包装と同様のもの（※）について、ポジティブリスト制度への適合性を確認するため、業界団体への確認証明書等の発行の申請、輸入品については輸入元への確認等を行っているが、令和7年6月1日までに確認が間に合わない見込みである。この場合、令和7年6月1日後、速やかに確認を進めることとしてもよいか。

（答）

差し支えない。ただし、確認に向けた具体的な計画を立て、速やかに確認を進めるとともに、もし確認の結果、ポジティブリスト制度に適合していないことが判明した場合には、その時点までに販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装を除き、速やかにポジティブリスト制度に適合するものに切り替えること。

なお、輸入品について、令和2年6月1日前に販売等されていた器具又は容器包装と同様のものでポジティブリスト制度への適合性を確認中の場合は、輸入者は欧米等のポジティブリスト制度に適合していることを確認することが望ましい。

※「令和２年６月１日前に販売等されていた器具又は容器包装と同様のもの」
とは、令和２年６月１日より前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装に使用されていた物質（合成樹脂の原材料に限る。）をその使用されていた範囲内で使用して製造又は輸入された器具又は容器包装をいう。